大阪府

令和６年度大阪府　ヤングケアラー支援研修（修正版）

東住吉区ケアマネ連絡会「ヤングケアラーの理解と関わり」

©2014 大阪府もずやん

がんばっているあの子のことに

気づいてほしい

大阪府で作成したもの
を修正しています。
（R6.8）

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

令和6年6月

この資料は大阪府が一般社団法人こもれびに委託し作成しました

1.ヤングケアラーに関する認識

ヤングケアラーとは

● 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度（＊）に行っていると認められる子ども・若者

＊こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要なj時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われ、負担が重い状態になっている場合。なお、その範囲を必要以上に狭めることのないように十分に留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要。

子ども・若者育成支援推進法第15条及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）令和6年●月●日こども家庭庁支援局長通知

● お世話をしている内容(小中高校生)

・話を聞く（感情面のサポート）
・見守り
・家事(食事の準備や掃除、洗濯)

R6.3 ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究
有限責任監査法人トーマツ p244,p258

家族のために一生懸命ケアをしていることも

本人に自覚がない場合も

ひとつだけでなく、複数のケアを担っていることも

「介護力」とみなされ、サービス調整が行われることも

● ヤングケアラーのしていることの例

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

こども家庭庁ホームページ https://www.mhlw.go.jp/young-carer/ 引用

1.ヤングケアラーに関する認識

【参考】子ども・若者育成支援推進法　主な改正内容

● 基本理念（第2条第7号）

修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

● 関係機関による支援（第15条）

国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一　社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
二　医療及び療養を受けることを助けること。
三　生活環境を改善すること。
四　修学又は就業を助けること。
五　前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
六　前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
２　関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

● 関係機関等の責務（第16条）

第十六条　関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。
一　前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
二　相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
三　関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

● 子ども・若者支援調整機関（第21条）

３　調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

1.ヤングケアラーに関する認識

ケアを担っている子ども・若者や家族の、「ヤングケアラー」という言葉の受け止め

ヤングケアラーの広報物に触れた際の感想をケアを担っている子ども・若者やその家族に尋ねた結果です。

● いやな気持ち、後ろ向きな気持ちになる表現

・こどもに迷惑をかけているのか、と申し訳ない気持ちになる
・自分のこどもがヤングケアラーであることがそもそも悪いなと感じる
・聞きたくない
・ヤングケアラーと聞いたら、自分を責めて死にたくなります
・関係ないと思っている。聞きたくない
・ケアされたいと思ってないから、自分を責めている。死にたくなる
・見たくない

● よい気持ち、前向きな気持ちになる表現

・楽しそうな活動の様子
・寄り添う言葉、自己肯定感の高まるメッセージ
・救い出せるこどもが増えるのはいい

ケアを受けている家族は、ケアを肯定的に受け止めることが難しく、ヤングケアラーという言葉自体に自責の念に駆られて辛い思いになってしまう

家族はこどもがケアをせざるを得ない状況を十分に理解していると思われる

R６年3月ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ） p64

1.ヤングケアラーに関する認識

ヤングケアラーかもしれない子どもに出会ったときは

ヤングケアラーかもしれない子どもに出会ったとき、私たちは、何ができるでしょうか。
立場や職種によって、異なりますが、みなさんにできることを考えてみませんか。

● みなさんにできること　～子どもたちの周りに信頼できる大人を増やす～

ヤングケアラーかもしれないと気になる子どもがいたとしても、信頼関係がなければ、困りごとを相談することはできません。
ましてや、家庭内のことであれば、なおさら話にくいはずです。
子どもたちが困りごとを話せるように、まずは子どもたちの周りに信頼できる大人を増やしていきましょう。
例えば、右の4つのことを参考に、子どもたちやそのご世帯と関わってみませんか。

見守る
まずは子どもの様子や家族の様子を見守りましょう

声をかける
いきなり、ケアのことを話題にする必要はありません。あいさつから始めましょう

話を聴く
話せるようになったら、相手の言葉を遮らず、まずは聞きましょう。話しやすいように他愛のない話で構いません

気持ちを尊重する
子ども自身や保護者はどのような意向をお持ちでしょうか。支援の押し付けにならないよう相手の気持ちをよく聞き、尊重しましょう

● 信頼関係を築いた後の、次のステップ

みなさんの周りにいる支援が必要かもしれない子どもたちと接するとき、次のステップを参考にしてください。
支援が始まった後も、繰り返しケース会議を開き、ご本人や世帯の気持ちに寄り添った支援になっているか確認しながら支援を進めましょう

気持ち・状況の把握
気持ちを理解する　尊重する
状況を把握する　理解する

▶

関係者が集まるケース会議
アセスメント
プランニング
役割分担

▶

ご本人や家族に支援を提案
信頼関係のある人からアプローチ

▶

支援をスタート

1.ヤングケアラーに関する認識

子どもに与える影響

お手伝いとの違い

お手伝い → 子どもの思いやりや責任感

↓

子どもの年齢や成熟度に合わない
多すぎる作業（自分の時間がない）
重すぎる責任（代わりがいない）

懸念されること
- 子ども自身の健康の問題
- 学習面での遅れ
- 社会性発達の制限
- 就労への影響

R4年3月 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（有限責任監査法人トーマツ） P5 参照
公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページhttps://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo25-32.htmlより

1.ヤングケアラーに関する認識

子どもの権利条約の４つの原則

・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

・差別の禁止（差別のないこと）

・子どもの声を聞く ▶▶▶ 気にかけて声をかける、あいさつ

・子どもの思いを聴く ▶▶▶ 傾聴する

・子どもの意見を訊く ▶▶▶ 広げる深める質問をする

公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページhttps://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo25-32.htmlより

1.ヤングケアラーに関する認識

あなたのまわりのヤングケアラー

調 査 対 象 :府立高校生全員（109,264人）
調査期間等:令和４年７月から９月、回答者数：80,855人（回答率74.0%）

◆世話をしている家族が「いる」と回答したのは、回答者全体の11.4%（9,236人）
◆家族の世話をしている生徒が全ての府立高校に在籍。
　家族の世話をしている生徒が20人以上在籍している高校は167校中145校（８割以上）

世話をしている家族がいる　11.4%

40人のクラスだと、１クラスに４～５人のヤングケアラーがいると考えることができる

●「いる」と答えた生徒9,236人のうち、世話をしている家族の内訳（複数回答）

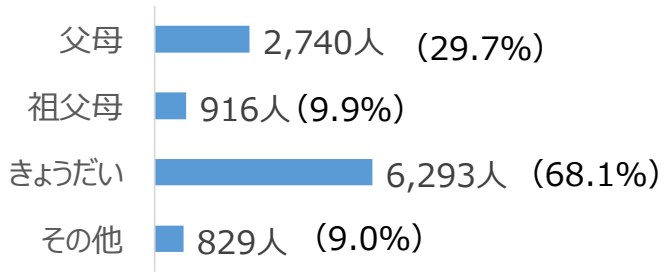

大阪府ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/r03ycchousa.html より

1.ヤングケアラーに関する認識

子どもたちはどうして困っていることを言えないのでしょうか

世話に費やす時間と世話に関する相談をしない理由の関連

世話の時間が長いほど・・・
○自分の悩みを過小評価
○家族のことを話したくない
○変化への諦めが増大

困っていることを言えない（援助要請を出せない）子どもこそ、支援の必要性が高い可能性

図表 112 平日1日あたりの世話に費やす時間×世話に関する相談したことがない理由（複数回答）

（%）

	調査数（n＝）	相談するほどの悩みではないから	誰に相談するのがよいかわからないから	相談できる人がいないから	家族のことを話したくないから	相談しても何も変わらないから	その他	無回答
3時間未満	278	77.3	2.2	2.5	2.5	9.0	3.6	9.7
3～7時間未満	112	68.8	5.4	7.1	8.0	19.6	3.6	11.6
7時間以上	34	64.7	8.8	5.9	14.7	26.5	5.9	8.8

R4.3 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (株)日本総合研究所 P106

1.ヤングケアラーに関する認識

援助を受け入れる（受容）までのプロセス）

みなさんは、関わっている子どもやご世帯に援助の申し出をしたときに断られたことはありませんか。
援助の受容に至るには、右のようなプロセスをたどります。

自尊心から影響を受ける

どのプロセスにいるのかを知り、関わりや質問を工夫する

日頃から、家族に関わる大人が子どもにも関わっておく

- 他の家族との比較が難しい場合、問題だと気づきにくいことが考えられる
- ケアの継続が進学や就職に影響があることを知らず、問題を過小評価してしまう
- これまでケアをできていたので、これからもできると思ってしまう
- 相談をして援助につながったり、仲間と出会うなど、援助の成功体験が少ないと、援助要請につながりにくい
- 援助をしてもらえると思える人の有無
- 援助を求めようとしても家族がいれば伝えにくいので、話す場所やタイミングを工夫

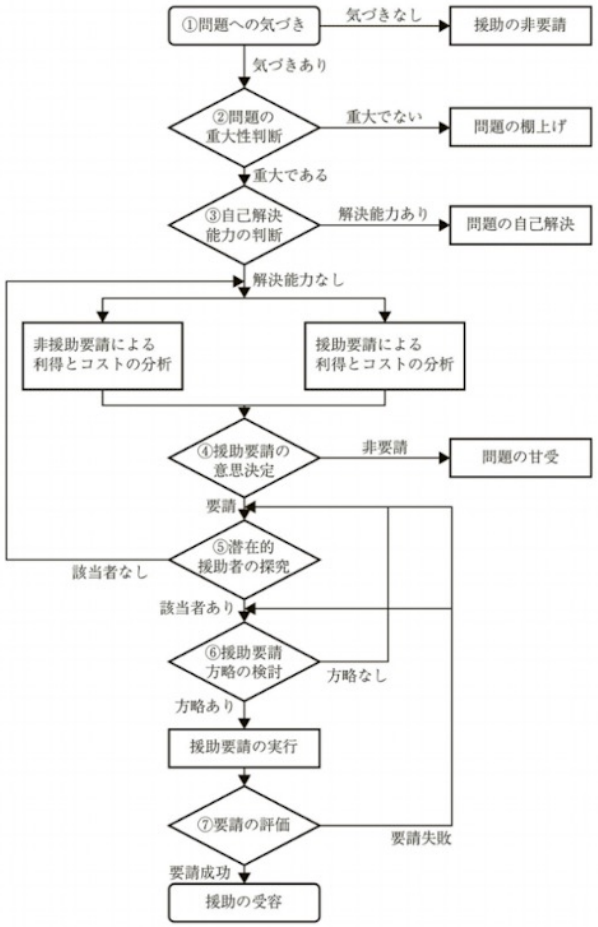

図15-1　援助要請のプロセスモデル（高木，1998を一部改変）

援助要請と被援助志向性の心理学 金子書房 p176

2.子どもたちの気持ちと関わり方

子どもや親を支援するにあたって

子どもや親を支援するにあたって、どのような関わりを持てばよいでしょうか。

また、その関わりを持つ際に必要な姿勢を書き出してみました。

家族の状況・こどもがケア等を担うことに対する家族の気持ち

YCであるこどもが担う家庭内の役割

家族のお世話等に関するこどもの気持ち

信頼関係の継続を目指した伴走的な関わり

「対話に重きを置いた姿勢」で接しましょう

・大人であっても子どもであっても対等な立場で接し、話をする。

・相手の話を遮ったりせず、傾聴の姿勢を持つ。

・子どもの想いを尊重する

・相手の想いを決めつけたりせず、知らない・わからないから教えてほしい、という姿勢を持つ

顕在化しにくいニーズを把握する関わり

「気づきに重きを置いた姿勢」で接しましょう

アセスメントツール等を活用するのもよいでしょう

＊12ページを参照

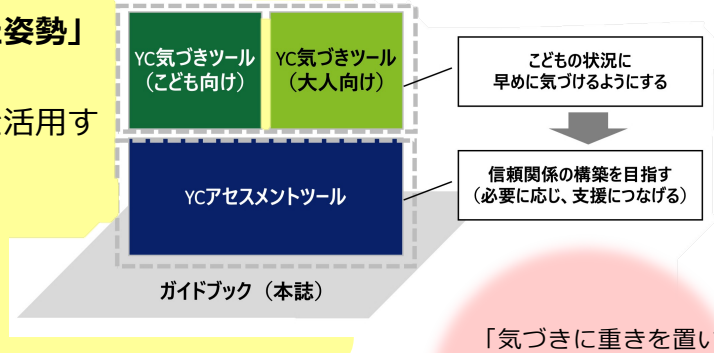

「気づきに重きを置いた姿勢」で接する場合も、「対話に重きを置いた姿勢」をベースにして子どもたちに接しましょう。

子どもの話を、子どもを主役として聞いてくれる大人がいる環境づくり

R5年3月 ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック 有限責任監査法人トーマツ p2,p11

2.子どもたちの気持ちと関わり方

子どもたちと話すときのポイント

● 子どもたちが安心して話せるよう次のことを前提に話してみましょう

・話を聴く目的、本人の同意なく第三者に話さないことを伝える。

・これまでの取り組みに対して敬意を払う。

・緊急の場合を除き、支援につなげることを焦らない。

子どもたちが安心して話せるように

子どもたちは緊張しているかもしれません。やさしい言葉を重ねるようにしましょう

● 会話のヒント

・日常的な会話の延長で少しずつ尋ねていく。やさしい言葉を重ねる。

・子どものストレングス（強みや得意）を活かして話を展開すると、緊張がほぐれやすく、支援の糸口になる。

子どもたちは好きなことや得意なことの方が話しやすいかもしれません

● 子どもたちの心情に配慮し、次のことに留意して話してみましょう

・家族のケアやお手伝い自体が悪いこと、という誤ったメッセージが伝わらないように留意する。

・アセスメントツール等を活用するときは、ツール一つひとつの項目を形式的に聞き取らない（相手は尋問されているように感じるかも）。

また、ツールすべての項目を必ず聞き取る必要はない。

子どもたちは一生懸命に家族のケアをしています。責められた、否定されたと感じないような会話をお願いします

R5年3月 ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック 有限責任監査法人トーマツ P10

2.子どもたちの気持ちと関わり方

「対話に重きを置いた姿勢」で子どもたちに接してみませんか

子どもたちはどのような想いを抱えているでしょうか。
こどもの声を聞く、思いを聴く、意見を訊くことが、こどもの権利条約にもある意見表明に繋がります。
皆さんのおかれた立場からできることをしてみましょう。

元ヤングケアラーの方からお聞きしました

子どもたちの想いを知るためのヒント

- 「君はYCだからそこまで頑張らなくていい」と言われたら、否定されたように感じる
- 私が口を開く事で母が死にたいと言ったり、大ごとになったりするのではないか
- 状況が悪化したらどうしよう
- 家族は自分が生きている場所であり、大切な存在である
- 質問されるということ自体が（中略）否定されているように感じる
- 心を開いたら傷ついたという経験がある子どもは少なくない

支援のための「助言」「否定」「励まし」は避け、
本人が語れる・話せるような声がけを

R5年3月 ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック 有限責任監査法人トーマツ P6

2.子どもたちの気持ちと関わり方

アタッチメントからこどもとの関わりを考える

● アタッチメントとは

情緒的な結びつき。愛着とも訳されるが、愛情ではない。

安全基地・・・物理的、安全性、怖い人や物がない

安心基地・・・気持ち、安心感、和らぐ

探索行動・・・基地から離れて、活動できる。危険を感じたら基地へ戻れる

支援者が安全・安心基地になることで、探索行動が広がる

こどもが相談に乗る、助言が有効になる

3.多機関での連携と支援

他機関へのつなぎ

通告したら必ず一時保護ではない
通告が不安なら相談をしてみる

児童虐待（を疑う場合）は通告が必要

子どもたちは

気にして
ほしいと
思っています

話を聴いて
ほしいと
思っています

虐待（疑い）でなく、他機関へのつなぎを考える場合は、次の４つのステップを参考にしてください。
支援が始まった後も、繰り返しケース会議を開き、本人や世帯の気持ちに寄り添った支援になっているか確認しながら支援を進めましょう。

気持ち・状況の把握
気持ちを理解する
尊重する
状況を把握する
理解する

▶

関係者が集まるケース会議
アセスメント
プランニング
役割分担

▶

ご本人や家族に支援を提案
信頼関係のある人からアプローチ

▶

（同意を得て）
支援を
スタート

3.多機関での連携と支援

連携して行う支援の必要性

ヤングケアラーの相談窓口
子育て支援室

支援を考えるとき、次のような課題があるときがあります。

●経済的な困窮や介護を要する状態、精神疾患などの様々な課題がある

●伴走型の支援をしていても、自機関で解決できるか判断に悩む

日頃から、地域にある機関にどんな方がいるのか知っておくと連携がしやすくなります。

<支援体制のイメージ図>

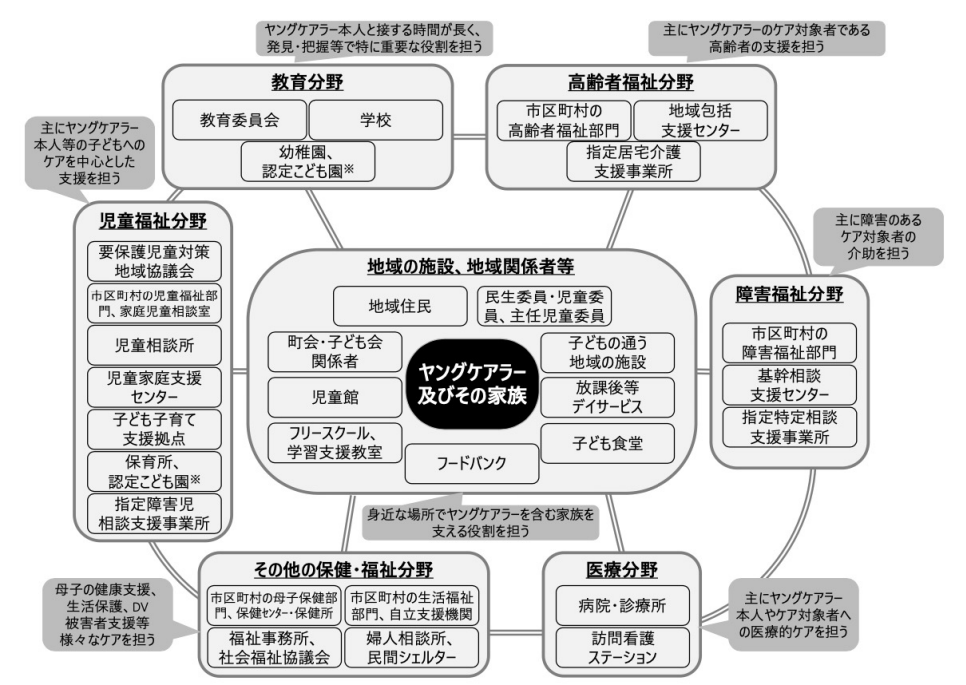

R4年3月 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル 有限責任監査法人トーマツ P19 参照

3.多機関での連携と支援

連携のワンポイント

- 家族の支援を考えましょう
  - ▶ 子どもの支援にもつながります。
- 連携をする目的を考えましょう
  - ▶ 目的を忘れず、具体的な目標をたてましょう。
- 個人情報は丁寧に取扱いましょう
  - ▶ 守秘義務のかかっているケース会議以外は、本人と保護者に支援の目的を伝え、同意を得てから連携先に情報提供しましょう。
- 組織・チームで動きましょう
  - ▶ 個人の判断で動くのではなく、所属機関（上司）の同意を得ましょう。
  - ▶ チームで大事にしていることを共有し、半歩踏み出してみる。
- 事前に情報収集しましょう
  - ▶ 連携したい機関の機能や役割、職種、具体的な手続きの方法をあらかじめ収集しておき、本人やご家族にどのような支援が受けられるのか事前にお伝えできるとスムーズです。
- 継続した伴走型の支援を考えましょう
  - ▶ 連携後も報告・連絡・相談を続けて、丸投げでない連携をする。

「子どもの最善の利益」を一番の目標にしませんか。

…など

3.多機関での連携と支援

どのような支援が求められているでしょうか

ヤングケアラー（小学生、中学生、高校生世代及び若者）に利用してよかったと一番に感じる支援と利用してよかったと感じる理由を尋ねました。家事能力が相対的に低い小中学生は、家事代行のニーズが高く、中学生以上においては徐々に「相談」の割合が高まる傾向がありました。高校生世代、若者は、将来への不安を含む、精神面のサポートのニーズが高い様子がみられました。

● 利用してよかったと一番に感じる支援

(%)

		(N)	お世話を必要とする家族や、自分自身のことについての相談	家事やお世話の代行、手伝い	外出時の付き添い	勉強に関する支援（フリースクール、家庭教師を含む）	食事に関する支援（お弁当の配達を含み、こども食堂を除く）	こども食堂	居場所、サロン（他の人たちと一緒に話をしたりできる場所）	就労支援	その他	利用してよかったと感じた支援サービスはない	無回答/無効回答
	全　体	78	34.6	12.8	0.0	6.4	7.7	5.1	12.8	1.3	7.7	3.8	7.7
年代	小学生	16	18.8	25.0	0.0	6.3	6.3	6.3	12.5	－	0.0	6.3	18.8
	中学生	19	26.3	26.3	0.0	5.3	5.3	5.3	10.5	－	5.3	5.3	10.5
	高校生世代	19	42.1	0.0	0.0	5.3	5.3	10.5	15.8	0.0	10.5	5.3	5.3
	若者	24	45.8	4.2	0.0	8.3	12.5	0.0	12.5	4.2	12.5	0.0	0.0

● 利用してよかったと感じる理由

		(N)	お世話の負担が減った	以前よりよいお世話をしてあげられるようになった	体の調子がよくなった（※1）	精神的な負担、ストレスが減った	孤独感が減った	自分のために使える時間が増えた	将来について考える時間やきっかけができた	学校や勉強、仕事に集中できるようになった（学校に行けるようになった）	経済的な不安が減った	お世話を必要とする家族の状況をより理解できるようになった	自分と家族の仲がよくなった	その他	無回答/無効回答
	全　体	75	33.3	17.3	20.0	62.7	48.0	37.3	44.0	33.3	20.0	24.0	18.7	10.7	5.3
年代	小学生	15	20.0	0.0	20.0	33.3	20.0	20.0	6.7	26.7	0.0	13.3	6.7	26.7	13.3
	中学生	18	44.4	5.6	11.1	66.7	33.3	27.8	33.3	33.3	5.6	22.2	11.1	0.0	11.1
	高校生世代	18	27.8	27.8	27.8	72.2	61.1	55.6	66.7	50.0	27.8	22.2	22.2	5.6	0.0
	若者	24	37.5	29.2	20.8	70.8	66.7	41.7	58.3	25.0	37.5	33.3	29.2	12.5	0.0

※1 よく眠れるようになった、食欲がでるようになったなど

(%)

R６年3月ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ）P44.45

3.多機関での連携と支援

【参考資料】ケース別のサービス提供例①

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
1	YC 本人の息抜きが必要な場合	✧ 居場所の提供 （こども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等） ✧ ケア対象者のレスパイト入院 ✧ こどものレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ✧ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） （本人利用等）
2	YC 本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	✧ YC 同士のピア・サポート ✧ 家族会（障がい等により様々に存在） ✧ オンラインサロン
3	YC 本人への心身のケアが必要な場合	✧ カウンセリング ✧ 養護教諭、学校医による相談対応 ✧ 医療サービス

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
4	多子世帯で YC が幼いきょうだいの世話をしている場合	✧ 養育支援訪問サービス[5] （未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等） ✧ ファミリー・サポート・センターの利用 （発達障害のあるきょうだいの登校支援等） ✧ 保育所の利用調整 ✧ 放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ✧ 乳児の一時預かり<保育所等> ✧ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） （幼いきょうだいの利用等）
5	日常生活の支援をする場合	✧ 家事支援（ファミリー・サポート・センター等） ✧ 子育て世帯訪問支援臨時特例事業 ✧ 食事の提供 （フードバンクの利用、こども食堂、NPO 法人からの提供、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等） ✧ 日用品の提供（経済的困窮のため） ✧ 自宅の清掃（関係機関と連携してのごみ屋敷の解消等） ✧ 制服やカバンの支給 ✧ 金銭管理支援 ✧ 行政手続きの支援（自立支援関係手続等）

R5年3月 ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック 有限責任監査法人トーマツ p35-37を改変

3.多機関での連携と支援

【参考資料】ケース別のサービス提供例②

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
6	学習支援が必要な場合	✧ 学校（学校と地域が連携して行う活動を含む）、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ✧ 教育支援センターやフリースクールの利用 ✧ 生活困窮世帯のこどもの学習支援 ✧ 進路相談
7	人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	✧ キャリアカウンセリング ✧ 児童家庭支援センターへの相談 ✧ YC 同士のピア・サポート（年上の世代との交流） ✧ 学校の担任への相談
8	YC がケアをする対象が高齢者の場合	✧ 介護保険サービス (在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等)
9	YC がケアをする対象者又は本人に障がい等がある場合	✧ 障害福祉サービス等 （居宅介護（家事援助を含む）の利用、通所事業所、施設入所等） ✧ 訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合） ✧ 自立支援医療
10	YC がケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	✧ 訪問看護を含む医療サービス ✧ 通院サポート ✧ レスパイトケアを目的としたショートステイ

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
11	経済的支援（経済的自立）が必要な場合	✧ 生活保護受給 ✧ 生活困窮者自立相談支援機関の支援制度（居住確保等）の活用 ✧ 自治体の補助金の活用 ✧ 社会福祉協議会の総合支援資金の受給 ✧ 教育委員会の就学援助制度の活用 ✧ 奨学金の活用 ✧ 就労支援（家族からのこどもの自立、親の就労支援等） ✧ 障害年金受給 ✧ 傷病手当金受給
12	YC がケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	✧ 行政等の通訳サービス ✧ 外国語による情報発信 ✧ 翻訳ツールの提供
13	YC がケアする対象者に手話通訳が必要な場合	✧ 行政等の手話通訳派遣サービス ✧ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供
14	生活環境を一新する必要がある場合	✧ 母子生活支援施設への入所 ✧ 里親委託 ✧ 成年後見人手続きの実施

R5年3月 ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック 有限責任監査法人トーマツ p35-37を改変

4.個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについて

支援を急ぐあまり、個人情報の取扱いが疎かになってしまう場合があります。
ケース会議や連携の相手方、協力を求められた他機関に、個人情報を伝えてよいのか、伝えてはいけないのか、確認をしながら丁寧に取扱うようにしましょう。

情報共有のパターン

支援が必要な子どもや世帯の情報共有をする場合、①～③のどの場面にあたるのか確認しましょう

①要保護児童対策協議会などの法令で守秘義務が課せられている会議で話し合う場合

▼

個人情報を共有できます。

②本人及び家族の同意を得られた場合
＊この場合、誰に情報共有するのかあらかじめ伝える。

▼

個人情報を共有できます。
（連携の時や独自でケース会議を開催する場合など）

③守秘義務を課せられた会議でもなく、本人及び家族の同意が得られない場合

▼

個人情報の共有はできません。

▼

ひと工夫

ただし、個人情報は出さずに、一般論としてどのような支援やサービスがあるのか、連携先に確認をすることはできます。

休 憩

グループワーク
（ロールプレイ・事例）

1.ケーススタディ

グループワークを始めましょう

アイスブレイク（簡単な自己覚知）＜時間：5分＞

１．自己紹介（ご所属とお名前）、役割（司会、発表）
２．「今までに出会ったYC（ヤングケアラー）と対応」

● 記入欄

同じグループの方のお名前の記入にご利用ください。

所属	お名前	役割	所属	お名前	役割

1.ケーススタディ

気になることを出し合ってみましょう＜時間：５分＞

次にお示しする事例の概要から、
どのような**課題（リスク）**と**強み（ストレングス）**が
潜んでいると推測されますか？
気になることをたくさん出し合ってみてください。

1.ケーススタディ

中学校3年生　女子　Aさんのケース①

- 生活保護世帯。小学生の頃から不登校であり、学校の先生が家庭訪問を繰り返していたが、登校を継続することはなかった。中学校へ入学したものの、不登校状態は続き、週に１、２回ほどの登校であった。
- 中３の４月になり、進路に向けて懇談があったが、母は来校せず、家庭訪問をしても不在で会えない日が続いた。中３の５月、連休が明けても学校へ登校しなかった。
- クラスメートとはSNSで繋がっている。
- 弟が同じ中学校に進学していたので、弟の担任へ相談したところ、弟も学校へ登校しなかった。弟は自閉スペクトラム症の診断があり、支援学級に在籍していたので、支援コーディネーターの先生へ話をすると、弟は家庭で気に入らないことがあると感情を抑えられず、Aさんも母もなだめるのに苦労をしているとのことだった。
- 母（４１歳）は慢性関節リウマチを患っており、家事が困難で、Aさんが買い物や調理、情緒的なサポートを担っていたことがわかった。
- ５月の下旬、Aさんが登校した。クラスメートとは普通に話す。
  放課後、担任がAさんに話しかけたところ、「わたし、高校へ行けるんやろうか。うちの家、お金がないし、勉強もわからへんし。」と応えた。

1.ケーススタディ

記入用紙

生活保護世帯。小学生の頃から不登校であり、学校の先生が家庭訪問を繰り返していたが、登校を継続することはなかった。中学校へ入学したものの、不登校状態は続き、週に１、２回ほどの登校であった。

中３の４月になり、進路に向けて懇談があったが、母は来校せず、家庭訪問をしても不在で会えない日が続いた。中３の５月、連休が明けても学校へ登校しなかった。

クラスメートとはSNSで繋がっている。
弟が同じ中学校に進学していたので、弟の担任へ相談したところ、弟も学校へ登校しなかった。弟は自閉スペクトラム症の診断があり、支援学級に在籍していたので、支援コーディネーターの先生へ話をすると、弟は家庭で気に入らないことがあると感情を抑えられず、Aさんも母もなだめるのに苦労をしているとのことだった。

母（４１歳）は慢性関節リウマチを患っており、家事が困難で、Aさんが買い物や調理、情緒的なサポートを担っていたことがわかった。

５月の下旬、Aさんが登校した。クラスメートとは普通に話す。
放課後、担任がAさんに話しかけたところ、「わたし、高校へ行けるんやろうか。
うちの家、お金がないし、勉強もわからへんし。」と応えた。

気になったこと／課題／リスク／本人の強み

1.ケーススタディ

気になる点の例

生活保護世帯。小学生の頃から不登校であり、学校の先生が家庭訪問を繰り返していたが、登校を継続することはなかった。中学校へ入学したものの、不登校状態は続き、週に１、２回ほどの登校であった。	小学校の具体的な登校状況、小学校との関わり、家庭訪問時の反応はどうだったのか。
中３の４月になり、進路に向けて懇談があったが、母は来校せず、家庭訪問をしても不在で会えない日が続いた。中３の５月、連休が明けても学校へ登校しなかった。	母が来校しないのは、 配布物を読んでいないのか 体調が悪いのか。 家庭訪問をしても不在、とはどのような状況なのか。
クラスメートとはSNSで繋がっている。 弟が同じ中学校に進学していたので、弟の担任へ相談したところ、弟も学校へ登校しなかった。弟は自閉スペクトラム症の診断があり、支援学級に在籍していたので、支援コーディネーターの先生へ話をすると、弟は家庭で気に入らないことがあると感情を抑えられず、Aさんも母もなだめるのに苦労をしているとのことだった。	クラスメートなら情報を持っているのかもしれない。 不登校の要因に、弟の世話があるのかも。 家では３人でどのような過ごし方をしているのだろうか。 家庭は本人にとって安心できる場所になっていないかもしれない。
母（４１歳）は慢性関節リウマチを患っており、家事が困難で、Aさんが買い物や調理、情緒的なサポートを担っていたことがわかった。	弟だけでなく母の世話もしているAさんの気持ち。 クラスメートの家庭と比較をして、しんどい思いがあるのかも。 母は現状をどう思っているのか。
５月の下旬、Aさんが登校した。クラスメートとは普通に話す。 放課後、担任がAさんに話しかけたところ、「わたし、高校へ行けるんやろうか。 うちの家、お金がないし、勉強もわからへんし。」と応えた。	連休中も世話が続き、疲れてしまったのかも。 クラスメートと話す中で、自分の将来を想像して、本人はどのような気持ちになったのか。

1.ケーススタディ

リスクで考えたときの例

生活保護世帯。小学生の頃から不登校であり、学校の先生が家庭訪問を繰り返していたが、登校を継続することはなかった。中学校へ入学したものの、不登校状態は続き、週に１、２回ほどの登校であった。	学習の遅れ、友達関係を作ることや遊びの経験不足 学校の支援疲れや諦め 登校しないことが日常化、遷延化、昼夜逆転
中３の４月になり、進路に向けて懇談があったが、母は来校せず、家庭訪問をしても不在で会えない日が続いた。中３の５月、連休が明けても学校へ登校しなかった。	配布物を渡さなくなり、学校と家庭との関係がさらに希薄化 本人を現認できないことによる安否 母からの無関心・ネグレクト
クラスメートとはSNSで繋がっている。 弟が同じ中学校に進学していたので、弟の担任へ相談したところ、弟も学校へ登校しなかった。弟は自閉スペクトラム症の診断があり、支援学級に在籍していたので、支援コーディネーターの先生へ話をすると、弟は家庭で気に入らないことがあると感情を抑えられず、Aさんも母もなだめるのに苦労をしているとのことだった。	クラスメートとのつながりの減少 弟への不適切な関わりへの発展 相談できない悩みを持つことによる孤立
母（４１歳）は慢性関節リウマチを患っており、家事が困難で、Aさんが買い物や調理、情緒的なサポートを担っていたことがわかった。	常時、母に気を使う生活 甘えられない家族への不満 不適切な関わりに発展する恐れ
５月の下旬、Aさんが登校した。クラスメートとは普通に話す。 放課後、担任がAさんに話しかけたところ、「わたし、高校へ行けるんやろうか。 うちの家、お金がないし、勉強もわからへんし。」と応えた。	クラスメートからの疎外 進路への諦め 家計を担う負担

1.ケーススタディ

最悪な事態を想定したときの例

	深刻なリスク	本人の持つ強み（ストレングス）
生活保護世帯。小学生の頃から不登校であり、学校の先生が家庭訪問を繰り返していたが、登校を継続することはなかった。中学校へ入学したものの、不登校状態は続き、週に１、２回ほどの登校であった。	就労モデルがいない中での意欲低下 将来に対する悲観による自傷行為 引きこもりによる成長発達の遅れ	**休みつつも登校を続けている**
中３の４月になり、進路に向けて懇談があったが、母は来校せず、家庭訪問をしても不在で会えない日が続いた。中３の５月、連休が明けても学校へ登校しなかった。	家庭内での事件発生している（それを隠すため家庭訪問を受けない） 転居 母とのアタッチメント形成不全	
クラスメートとはSNSで繋がっている。 弟が同じ中学校に進学していたので、弟の担任へ相談したところ、弟も学校へ登校しなかった。弟は自閉スペクトラム症の診断があり、支援学級に在籍していたので、支援コーディネーターの先生へ話をすると、弟は家庭で気に入らないことがあると感情を抑えられず、Aさんも母もなだめるのに苦労をしているとのことだった。	SNSでのいじめ 弟を叩く、暴言を吐く、 暴行（本人、弟、母が大怪我をする）	**クラスメートとの繋がりがある**
母（４１歳）は慢性関節リウマチを患っており、家事が困難で、Aさんが買い物や調理、情緒的なサポートを担っていたことがわかった。	家庭内暴力 SNSで悪い大人に騙される	**母への想いが熱い**
５月の下旬、Aさんが登校した。クラスメートとは普通に話す。 放課後、担任がAさんに話しかけたところ、「わたし、高校へ行けるんやろうか。 うちの家、お金がないし、勉強もわからへんし。」と応えた。	教室内での孤立 進学の諦め 社会からの孤立 違法なバイトに関わり事件に巻き込まれる	**困っていることを言える**

1.ケーススタディ

エコマップの作成、課題整理の準備

追加情報を読み、
さらにケースのイメージを膨らませてみましょう。
（エコマップ作成、課題整理の準備）

1.ケーススタディ

追加情報：中学校3年生　女子　Aさんのケース②

- 世帯は母、Aさん、弟の３人。父はAさんが保育園の年長クラスの時に離婚した。
  その頃、母は慢性関節リウマチを発症。膝の人工関節の手術をするときに、子どもたちは一時保護されたことがあった。
  この頃から生活保護を受給。
  現在、母は短い距離なら歩くことができる。常時、痛みがあるためか、缶チューハイを昼間から飲む日が続いている。定期的な受診も滞りがち。
- 弟は年中児の時（Aさんは小１）に自閉スペクトラム症を診断。言葉が遅く、こだわりがあり、電車のビデオを何度も始めから繰り返し見ていた。見ている途中でビデオを止めると激昂した。
  発達障がい専門の療育へ通い、母も関わりを学んだが、家ではうまく実践できず、Aさんに愚痴をこぼしていた。
- 弟がAさんと同じ小学校へ入学してからは、一緒に小学校へ登校していたが、遅刻気味なことが多かった。
  弟がパニックになった時は、母とAさんが協力してなだめていたが、おさまらない時には学校を休んでいた。
  Aさんが中学校へ入学してからも、弟を小学校へ送ってから中学校へ登校していた。
  知的な遅れはなく勉強はできるが、特定の友達はいない。
- 家は１LDKで、ある程度片付けられているが、学習机はない。壁にはいくつか穴が空いている。
  洗濯物は干しっぱなしの状況。

1.ケーススタディ

エコマップを作成しましょう＜時間: 5 分＞

■作成の手順手順
①ジェノグラムを描く　②エコマップを作成

エコマップを作成すると・・・

音として聞き合って情報を整理するだけでなく、簡単な記号や線をつなぐことで、何が起こっているかが図を見て視覚的にも理解できるため、共通理解に役立ちます。

エコマップ（関係図）で使用する記号や線

男性
女性
普通の関係
良好の関係
希薄な関係
ストレス関係

＜記入例＞

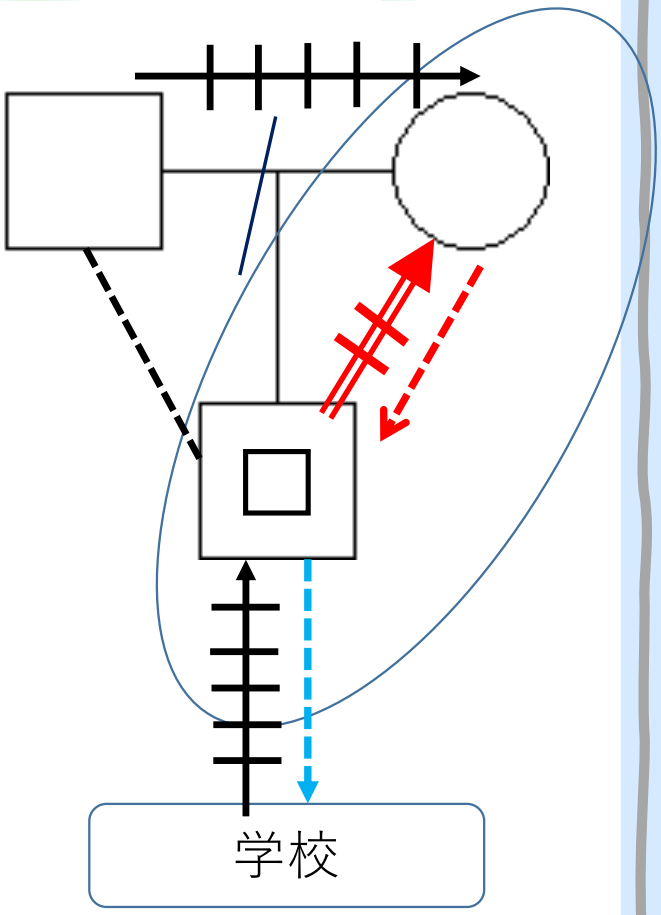

1.ケーススタディ

エコマップの準備：中学校3年生　女子　Aさんのケース

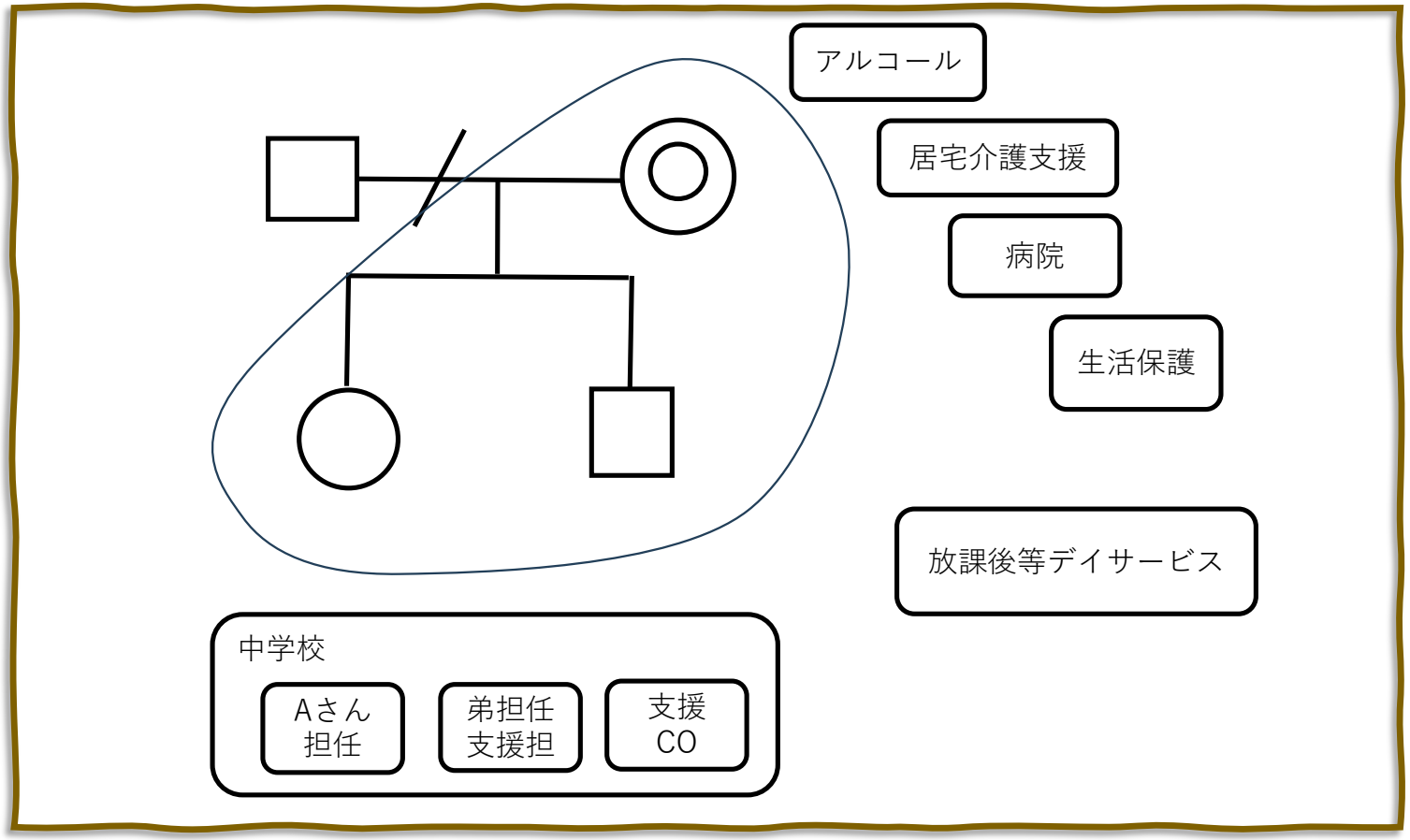

1.ケーススタディ

エコマップの作成例：中学校3年生　女子　Aさんのケース

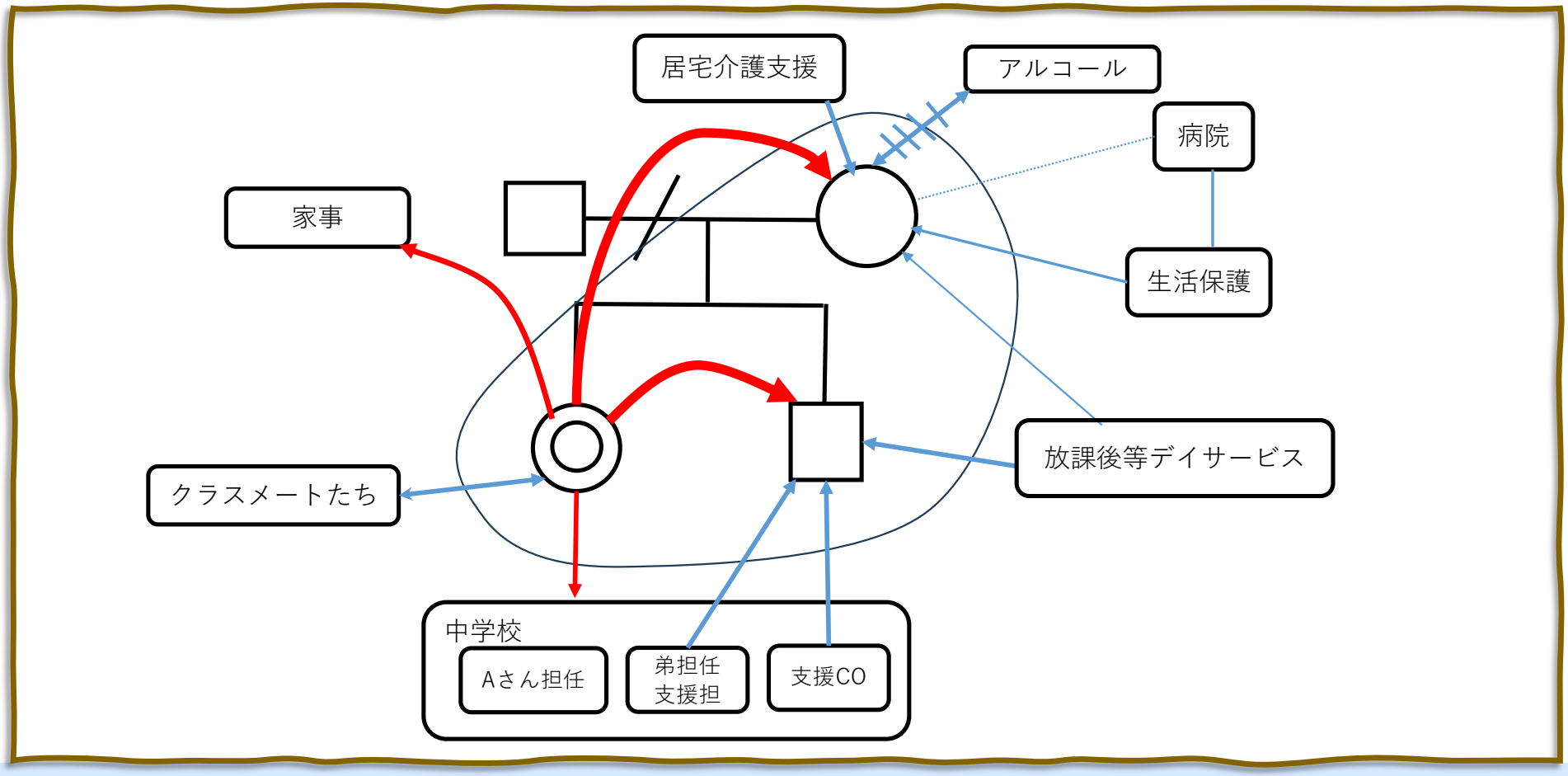

2.ロールプレイ

ロールプレイ：Aさんと担任（Aさんの話を引き出す）

Aさんが登校した日、放課後に担任から声をかけられました。

担　任：お、元気にしとったか、心配してたんやぞ。

Aさん：すいません。いろいろと忙しくって。ところで先生、わたし、高校へ行けるんやろうか。
うちの家、お金がないし勉強もわからへん。

担　任：そうか、お金はないし、勉強もわからへんのか。忙しいって何かあるんか？

この会話の続きをみなさんで演じてみましょう＜時間：５分＞

● 担任役の方は、Aさんが自分で話題を展開できるよう促してください。

例：進学のこと、どうしたいと思ってる？
高校で勉強したいこととかやりたい部活とかあったら教えて。
お金かー。塾に行くのもお金がかかるし、進学してからもお金かかるもんなあ。
勉強のことも心配やなあ。でも、数学は得意やったんとちゃう？どんなふうに勉強してるの？

2.ロールプレイ

ロールプレイ：Aさんと担任（Aさんの話を引き出す）

■Aさん

（→進学や勉強のことが不安）

■担任

（→Aさんがどう思っているのか深める質問）

（例）忙しいって、本人の思いってなんやろう

■観察役（感想・気づき）

2.ロールプレイ

ロールプレイの発表

3.グループワーク

課題の共有　Aさんの支援計画

● 当面の目標は課題の達成、大きな目標は子どもの最善の利益

課題（必要）	→ 支援内容	→ 担う機関・人

3.グループワーク

課題の共有　作成例／Aさんの支援計画

● 当面の目標は課題の達成、大きな目標は子どもの最善の利益

課題（必要）	支援内容	担う機関
①モデルとなる大人 ②心身ともに健康な生活	大人としての振る舞いやたしなみ 愛を感じる食事の提供や対話	全員 食事や対話に関わる全員
③本人や家族の現認 ④アタッチメントの形成	家庭訪問して本人を現認 本人の話をきく	家庭訪問できる人 本人と会う全員
⑤SNSとの付き合い方 ⑥弟の障害の理解と関わり方	SNS利用の教育 情報提供、理解度の確認	SNSに関わる人 障害に関わる人・全員
⑦母の病気の理解 ⑧援助要請行動	情報提供・理解度の確認 援助要請のつまずきの確認	母の病気に関わる人・全員 本人と主として会う人
⑨一緒に考える大人 ⑩進学に関する情報や学習機会	本人の声・思い・意見をきき続ける 情報提供・理解度の確認、学習支援	全員 進学や学習に関わる人・全員

3.グループワーク

支援開始後のエコマップ／エコマップに支援を追加する

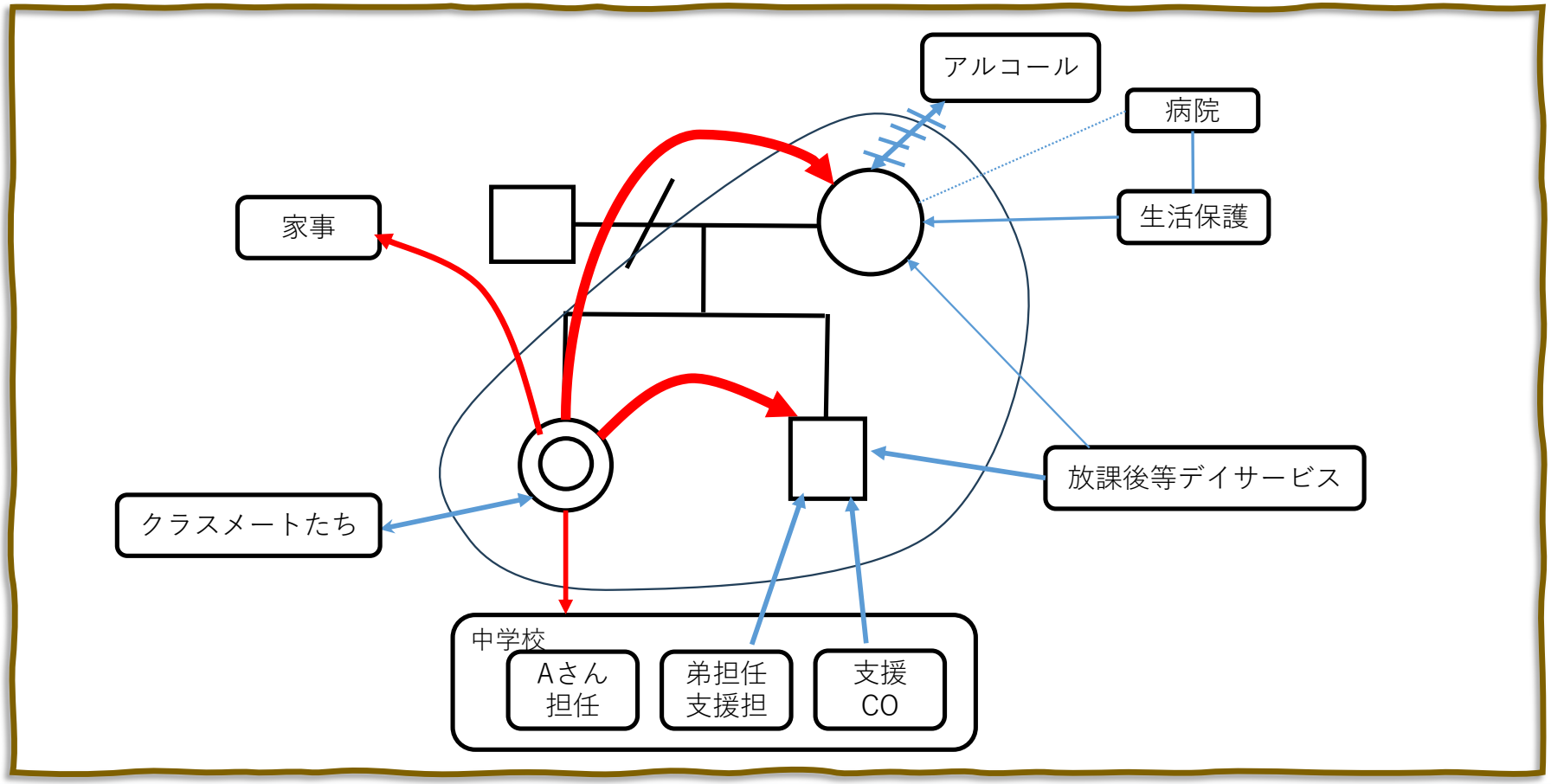

3.グループワーク

支援開始後のエコマップ　例

●SSW→チーム学校をソーシャルワークする
●CSW→チーム地域をソーシャルワークする
●全員が本人の声・思い・意見をきく

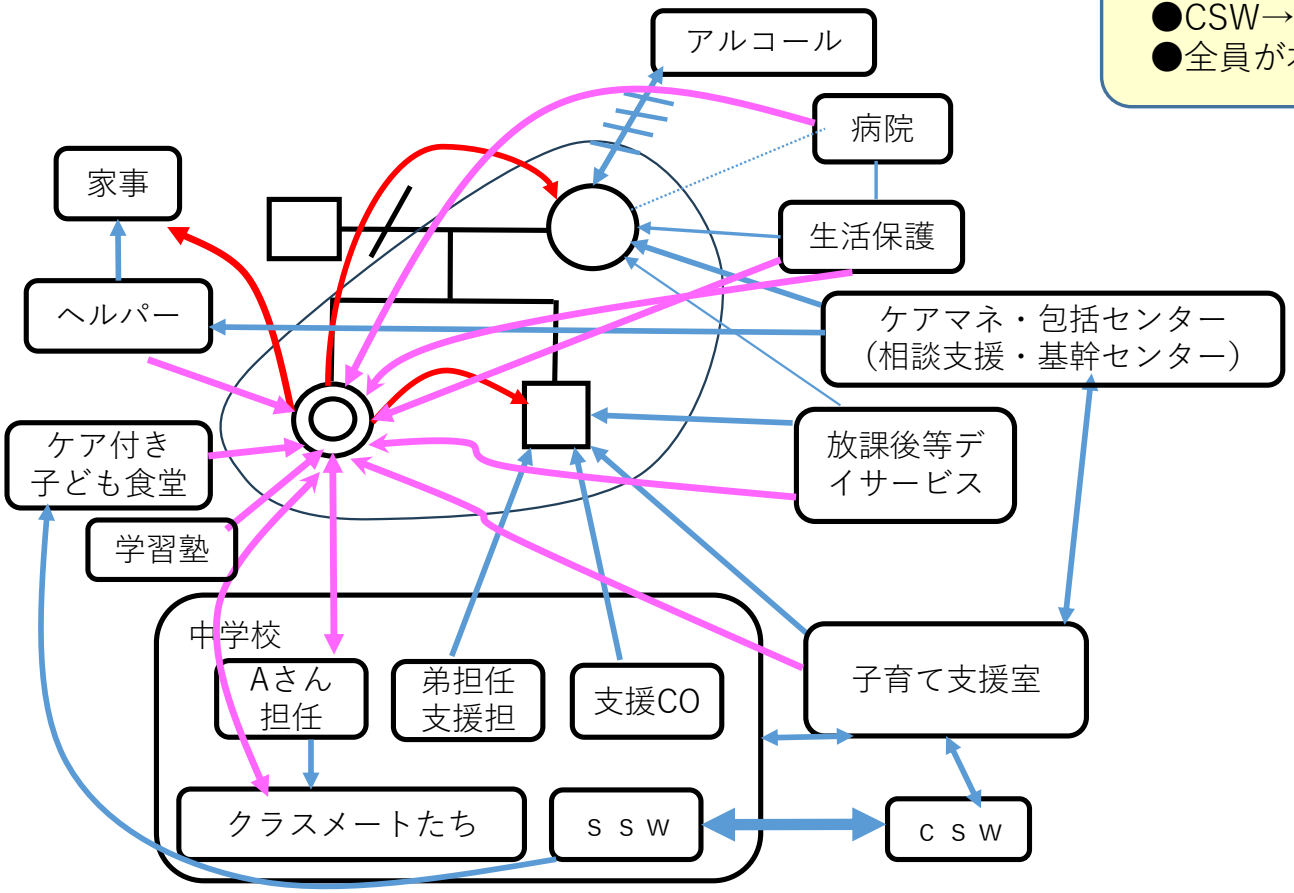

（参考）支援前のエコマップ

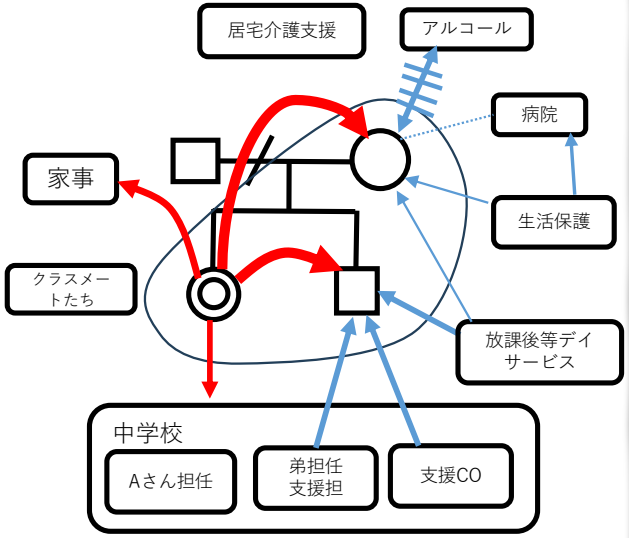

大阪市HPより

公的支援などの調整

コラム　こんな大人に要注意！

悩んでいる子どもや若者をねらって、近づいてくる大人もいます。
よく知らないのに、やけにほめてくれる、なんでも聞いてくれるなど、他の人と比べて近づいてくる人は、良くない目的があるかもしれません。見分けるのはとても難しいので、「学校や社会の味方」、「信頼できる人」に相談してください。
あなたのことをわかってくれる人、一緒に考えてくれる味方が必ずいます。

みなさんのできるところから

- 普段、支援している対象者の家族に、サポートが必要なヤングケアラーがいるかもしれません。
  ケアラーとしての役割が過重になっていないか確認し、必要ならプラン変更を検討しましょう。

- エコマップを用いると、家族関係が見渡しやすくなり、支援の対象者だけでなく、家族一人ひとりの関わる関係性が見え、世話をしている子どもを見つけられるかもしれません。

- まず、その子どもを気にかけて、何かあれば話を聴き、同意のもと、
  他の機関と連携することを検討しましょう。

- 個別の課題解決を目指しながら、コミュニティーの課題として
  捉え直してみるのもよいでしょう。

- 最初は、こんな社会資源があったらいいなというのも想像してみましょう。

- 子どもも家族も話を聴いてくれる人を待っています。